



山形県公報

令和8年4月21日(火)
第697号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政経営企画課) ……449
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……450
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……451
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(同) ……452
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……453
- 同……………(同) ……同
- 兼用工作物の管理協定の締結……………(最上総合支庁道路計画課) ……454

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……455
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同

告 示

山形県告示第357号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。
 なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、令和9年3月31日まで総務部行政経営企画課において一般の閲覧に供する。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 令和8年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 松 田 卓 也
住所 東村山郡山辺町大字山辺1228番地4
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第358号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び所在地
 - (1) 名称 県南漁業協同組合
 - (2) 所在地 米沢市舘山二丁目2-21
- 2 漁業権の免許番号
内共第2号
- 3 変更の内容
第8条第1項の表を次のように改める。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣り、どぶ釣り	1日	2,000円
		1年	9,600円
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、わかさぎ	徒手採捕、すくい網、たも網、釣り（掛け釣りを除く。）	1日	1,500円
		1年	6,000円

第8条第2項中「500円」を「1,000円」に改め、同項ただし書を削る。

第9条第1項ただし書を削り、同項の表中「10,000円」を「11,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員の指示により納付する場合における特別遊漁料の額は、第1項の特別遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和8年4月1日

山形県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、村山東根土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	安 達 修 蔵	村山市楯岡新町二丁目11番30号
同	元 木 久 雄	同 楯岡荒町一丁目1番2号
同	田 中 和 幸	同 大字河島乙166番地
同	柴 田 雅 彦	同 甲5番地
同	太 田 和 明	同 大淀20番地
同	板 垣 厚 志	同 楯山11番地
同	石 山 公 己	同 本飯田594番地
同	平 山 繁	同 土生田1036番地

同	横 尾 芳 也	東根市一本木二丁目 2 番48号
同	横 尾 繁	同 中央四丁目11番 2 - 1 号
同	伊 藤 敏 夫	同 大字長瀨1315番地
同	伊 藤 恵 一 郎	同 1177番地 2
同	児 玉 行 雄	同 1581番地
監 事	佐 藤 昇	村山市楯岡湯沢 9 番17号
同	松 田 高 雄	東根市本丸西二丁目 2 番18号
同	大 内 均	村山市大字河島甲 1 番地内第 1 号

山形県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、村山東根土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	安 達 修 蔵	村山市楯岡新町二丁目11番30号
同	元 木 久 雄	同 楯岡荒町一丁目 1 番 2 号
同	太 田 和 明	同 大字大淀20番地
同	柴 田 正 弘	同 河島甲584番地 1
同	板 垣 厚 志	同 楯山11番地
同	石 山 公 己	同 本飯田594番地
同	矢 作 慎 太 郎	同 土生田3658番地 1
同	横 尾 繁	東根市中央四丁目11番 2 - 1 号
同	高 橋 昇	同 本丸西三丁目 2 番11号
同	伊 藤 恵 一 郎	同 大字長瀨1177番地 2
同	児 玉 行 雄	同 1581番地
同	松 浦 加 奈 子	村山市駅西15番 8 号

同	片桐理絵	東根市大字長瀬1399番地
監事	笹原実	村山市楯岡北町二丁目2番19号
同	永瀬清一	東根市大字長瀬1401番地1
同	大内均	村山市大字河島甲1番地内第1号

山形県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	岡崎嘉夫	西村山郡河北町谷地庚983番地
同	奥山喜男	同 字畑中149番地の1
同	東海林伸太郎	同 大字溝延西浦188番地の3
同	松田広己	同 岩木262番地
同	菊地清吉	寒河江市字夕カへ138番地
同	武田昌彦	同 大字高屋143番地
同	芳賀浩幸	同 西根2058番地の5
同	安孫子良一	同 谷沢187番地
同	大泉邦彦	同 松川123番地
同	牧野恵美	西村山郡河北町大字溝延字東462番地
同	長谷川栄子	寒河江市大字島字島南1118番地
監事	長岡正一	山形市五十鈴一丁目4番地の47号
同	東海林富美男	寒河江市大字白岩217番地
同	三瓶昭弘	同 箕輪263番地

山形県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、寒河江川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	安 孫 子 良 一	寒河江市大字谷沢187番地
同	東 海 林 伸 太 郎	西村山郡河北町大字溝延西浦188番地の3
同	岡 崎 嘉 夫	同 谷地庚983番地
同	芳 賀 浩 幸	寒河江市大字西根2058番地の5
同	齋 藤 文 男	西村山郡河北町西里440番地の2
同	岸 政 義	同 大字岩木575番地の23
同	土 田 繁 春	寒河江市字上川原154番地
同	今 井 隆 志	同 大字高屋70番地の2
同	柏 倉 正 彦	同 柴橋2049番地
同	牧 野 恵 美	西村山郡河北町大字溝延字東462番地
同	長 谷 川 栄 子	寒河江市大字島字島南1118番地
監 事	渡 邊 正 弘	山形市飯田四丁目4番4号
同	東 海 林 富 美 男	寒河江市大字白岩217番地
同	三 瓶 昭 弘	同 箕輪263番地

山形県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、朝日町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	布 施 栄 五 郎	西村山郡朝日町大字松程944番地

山形県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路と堤防との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、最上総合支庁建設部道路計画課において縦覧に供する。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類及び路線名
一般県道新庄長沢尾花沢線及び主要地方道新庄戸沢線
- 2 道路の位置
新庄市大字本合海字本合海110番3地先から34番地先まで及び最上郡戸沢村大字蔵岡字矢筈2616番2地先から字堀田沢1236番2地先まで
- 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 山形県
住 所 山形市松波二丁目8番1号
代表者の氏名 山形県知事 吉 村 美栄子
- 4 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものの維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間
令和8年4月1日以降道路の存続する期間

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第4号**

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

令和8年4月21日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和8年4月24日（金） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 博物館法に基づく博物館の登録について
(2) 博物館法に基づく博物館に相当する施設の指定について
(3) 令和8年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和8年8月21日まで縦覧に供する。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト山形花楯店
山形市花楯二丁目11番2号 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市大平寺字堰ノ上58番地	浅 倉 俊 一

3 変更する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 195台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 73台 (位置については縦覧に供する図面のとおり)

4 変更年月日

令和8年12月2日

5 届出年月日

令和8年4月1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年8月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

山形県広報誌「県民のあゆみ」 年間予定数量 2,442,000部（年6回発行）

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718

3 落札者を決定した日 令和8年3月25日

4 落札者の名称及び所在地

藤庄印刷株式会社 山形市あこや町三丁目18番30号

5 落札金額 1部当たり16.17円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和8年2月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

- (2) 日時 令和8年6月10日（水） 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
交通管制システム上位装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和14年2月29日までとする。ただし、契約締結の日から令和9年2月28日まででは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課交通管制係
電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部交通規制課交通管制係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部交通規制課交通管制係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年5月18日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年5月12日（火）午後4時までに山形県警察本部交通部交通規制課交通管制係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Traffic Control system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A. M. June 10, 2026
- (3) Contact point for the notice: Traffic Regulation Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110

令和8年4月21日印刷 発行所 山形県庁
令和8年4月21日発行 発行人 山形県